

# 社会福祉法人指導監査要綱の制定について

平成13年7月23日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 雇児発第487号

厚生労働省社会・援護局長 社援発第1274号

厚生労働省老健局長 老発第273号

社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人の指導監査については、これまで「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」（昭和54年5月16日社庶第57号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧要綱」という。）により行われてきたところではありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、法人監査の指針として別添のとおり社会福祉法人指導監査要綱を制定いたしましたので、社会福祉法人の適正な運営を確保する観点から本要綱に基づき適切に監査を行っていただくようお願いいたします。

なお、指導監査を行うに際しては、下記の事項について御留意いただくよう併せてお願いいたします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い、旧要綱は廃止する旨を併せて申し添えます。

## 1 指導監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものであること。

## 2 指導監査の実施等

(1) 法人監査の実施に当たっては、監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、別添の「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、効果的な指導監査の実施に努められたい。

なお、実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案してその効果的実施について十分留意すること。

(2) 法人運営と施設又は事業（以下「施設等」という。）の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、法人監査は、施設等監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。特に、指定都市又は中核市においても施設等を経営している道府県所管法人に対する指導監査

に当たっては、施設等の指導を担当する指定都市・中核市と法人指導を担当する道府県が十分連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいこと。

(3) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、一般監査については、特に運営に問題が認められない法人については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。ただし、実地監査を行わない年においては書面による監査を行うこと。

(4) 新たに設立され、施設整備中の社会福祉法人に対しても、施設整備担当部局と十分な連携の上、指導監査を実施すること。

この場合、(3)にかかわらず、施設が開設された年度に実地監査を実施すること。

(5) 特別監査については、運営等に問題を有する法人を主な対象として随時実施することとし、新たに設立された法人及び前回の指導監査によって問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、一般監査にとどまらず、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(6) 監査の結果、改善を要する事項については、改善措置を文書をもって指導すること。

また、具体的改善措置について期限を付して報告させ、必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施すること。

(7) (6)の指導に係る事項について改善が図られない場合は、個々の事例に応じ、法第56条又は第58条の規定により改善を命ずる等所要の措置を講ずる

こと。

(8) さらに、法令違反などが明らかになった場合は、法第56条第2項から第4項までの規定に基づく業務の全部又は一部の停止、理事の解職勧告、解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施すること。

(9) 監査結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいこと。

### 3 他機関等との連携

(1) 新たに設立され、施設整備中の社会福祉法人に対しても施設整備担当部局との十分な連携の上、指導監査を実施すること。

(2) 社会福祉法人が複数の都道府県市に施設等を経営している場合については、施設等の指導監査を実施した都道府県知事等は、当該法人が経営する他の施設等について関係する都道府県市及び厚生労働省（地方厚生局を含む。）に対し、監査結果の情報提供に努めること。

(3) 衛生部（局）等の他部（局）の監督下にある施設を経営する社会福祉法人の監査に当たっては、当該部局等との連携を図る体制を整えて実施するとともに、監査内容について必要な情報の交換に努めること。

[別添]

#### 社会福祉法人指導監査要綱

項目	指導監査事項	備考	根拠
組織運営			
1 定款	1 定款準則に準拠していること。		定款準則
	2 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。		法第43条 施行規則第3条
2 役員			
( ) 定数・現員	1 欠員が生じていないこと。	法律上はその定数の3分の1までは欠員が認められているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われることが望ましいこと。	法第37条 審査基準第3 -6 -2)

項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
	2 役員名簿が整備されていること。	役員名簿記載事項は次のとおり。 ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日(年齢) ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 現就任年月日・任期 ⑦ 代表権の有無	
(2) 選任・任期	1 役員を選任手続が、定款の定めに従って行われていること。		法第36条
	2 選任関係書類が整備されていること。	選任関係書類は、次のとおり。 ① 理事会議事録(評議員会議事録) ② 就任承諾書 ③ 履歴書 ④ 委嘱状	定款準則第7条
	3 役員任期が明確になっていること。 なお、補欠の役員任期は、前任者の残任期間であること。		法第36条第2項 審査基準第3-6-(3)
	4 任期満了後、役員を選任(再任)手続が遅滞していないこと。		定款準則第6条
	5 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当なこと。		基準第3-4-(3) 定款準則第7条備考
(3) 適格性	1 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	欠格事由は次のとおり。 ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員	法第36条第4項
	2 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあつては役員総数の5分の1までは差し支えないこと。		審査基準第3-1-(1)
	3 実際に法人運営に参画できない者が各目的に選任されていることは適当でないこと。		審査基準第3-1-(2)
	4 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。		審査基準第3-1-(3)
	5 役員報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。		定款準則第8条
3 理事			
(1) 定数	定数は、6名以上であること。		審査基準第3-2-(3) 定款準則第5条備考
(2) 適格性	1 理事は、社会福祉事業に熱意と理解を有し、法人運営の職責を果たし得る者であること。		審査基準第3-2-(1)

項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
	2 各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超過して選任されていないこと。	親族等の特殊の関係のある者とは次のとおり。 ① 当該役員と民法に定める親族関係にある者 ② 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者 ③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者 ⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者 ⑥ ①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人 また、親族等特殊の関係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超過してはならないこと。 理事定数親族等の人数 6～9名 1名 10～12名 2名 13名～ 3名	法第36条第3項 審査基準第3-2-(4) 定款準則第5条備考(2)
	3 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。		審査基準第3-2-(5)
	4 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。 また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。	次のような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者であること。 ① 社会福祉に関する教育を行う者 ② 社会福祉に関する研究を行う者 ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 ④ 公認会計士、税理者、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 次のような者は、地域の福祉関係者であること。 ① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員 ② 民生委員・児童委員 ③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等 ④ 医師、保健婦、看護婦等保健医療関係者 ⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員 ⑥ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者	審査基準第3-2-(6)、(8) 審査要領第3-(1)、(2)
	5 当該法人の経営する社会福祉施設の長が1名以上参加していること。ただし、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えていることは適当でないこと。		審査基準第3-2-(7)
(3) 代表者	1 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 なお、代表権の制限を行う場合には、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。		法第38条 審査基準第3-2-(2) 定款準則第5条第3項、同条備考(4)、(5)、第9条第1項
	2 代表権を有する理事が複数いる場合には、各理事と親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事とすることは適当でないこと。		法第38条 審査基準第3-2-(2)

項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
	3 理事長の職務代理が指名されていること。		定款準則第10条
4 監事・監査	1 理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。		法第41条 審査基準第3-3-(1)
	2 1人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。また、1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。		審査基準第3-3-(2)、(3)
	3 他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。		審査基準第3-3-(4)
	4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。		審査基準第3-3-(5)
	5 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び取支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。		法第40条1号、2号 定款準則第11条第1項
	6 財産状況等の監査は、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。		審査基準第3-5-(1)
	7 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告後、法人において保存されていること。		法第40条3号、5号 審査基準第3-3-(2) 定款準則第11条第2項、同条備考
5 理事会			
(1) 開催状況	1 開催手続が、定款の定めに従って行われていること。		定款準則第9条
	2 予算のための理事会、決算のための理事会のほか理事会の議決を要する事項がある場合その他事業運営の実態に即し、必要に応じて理事会が開催されていること。		定款準則第9条、同条備考(1)、第17条、第18条、第21条
(2) 審議状況	1 理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。		定款準則第9条第5項
	2 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。		定款準則第9条第5項～第8項、同条備考(4)、(5)
	3 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がいないこと。		審査基準第3-2-(1) 定款準則第9条備考(2)、(3)
	4 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。	理事会の要議決事項は次のとおり。 ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ③ 定款の変更 ④ 合併 ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定 ⑥ 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許認可を受ける事項 ⑦ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更 ⑧ 施設長の任免その他重要な人事 ⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(軽微なものを除く)。 ⑩ 役員報酬に関する事項	法第24条 審査基準第2-2-(2) イ 定款準則第8条第3項、第9条第1項、同条備考(1)、第12条第2項、同条備考一(評議員会の権限)の条、第14条、第17条、第18条第1項、第20条、第21条、同条備考一、二、第23条、第24条、第25条第1項、第27条

項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
		⑩ その他、この法人の業務に関する重要事項。なお、日常の軽易な業務は、理事長が専決し、理事会に報告すればよいこと。	
(3) 記録	議事録は、正確に記録され、保存されていること。	議事録記載事項は次のとおり。 ① 開催年月日 ② 開催場所 ③ 出席者氏名(定数) ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人(議長及び当該理事会において選出された理事2名)の署名又は記名押印、その年月日	定款準則第9条第8項
6 評議員・評議員会	1 評議員会は原則として諮問機関とし、都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について借置を採る社会福祉事業又は保育所を経営する事業のみを行う法人以外はこれを設けること。		審査基準第3-4-(1)、(2) 定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(1)
	2 評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。		法第42条第2項 定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(2)
	3 各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。		定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第2項、同条備考
	4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。		審査基準第3-4-(4)
	5 地域の代表が参加していること。また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役員及びボランティア団体の代表者が参加していること。		審査基準第3-4-(5)、(6)
	6 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。		審査基準第3-4-(3) 定款準則第12条備考一(評議員会)の条第2項～第8項、同条備考(3)
	7 評議員会の要審議事項について審議され、同意が得られていること。	評議員会の要審議事項は次のとおり。 ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ③ 定款の変更 ④ 合併 ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定 ⑥ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項	審査基準第3-4-(2) 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、同条備考
	8 評議員会への欠席が継続している評議員がいないこと。	理事を兼ねる評議員が出席者の過半数を占めるような評議員会の開催は、評議員会のけん制機能を弱め、好ましくないことから、特に理事を兼ねていない評議員の欠席が継続しているような場合には、十分な指導を行われたいこと。	定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第1項
	9 議事録は正確に記録され、保存されていること。		定款準則第12条備考一(評議員会)の条第9項

項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
7 その他	社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者でなければならないこと。		各社会福祉施設最低基準省令 「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」(昭和47年5月17日社会局長等連名通知) 「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日社会局長等連名通知)
II 事業			
1 事業一般	1 定款に記載されている事業が行われていること。	事業を停止している事実があるときは、その措置について、法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は定款変更等の手続を行わせること。	審査基準第1
	2 定款に記載されていない事業を行っていないこと。	定款に記載されていない事業を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、実態に合わせた定款変更等の手続を行わせること。	審査基準第1
2 社会福祉事業			
(1) 運営状況	1 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。		審査基準第1-1-(1)
	2 関係法令通知による設置及び運営の基準に則して、適正に経営されていること。		法第65条 審査基準第1-1-(2)、(3) 「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成5年3月19日社会・援護局長等連名通知) 「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成5年3月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知)
	3 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。 社会福祉事業の収入を公益事業(介護保険法に定める指定居宅サービス事業及び指定居宅介護支援事業等を除く。)又は収益事業の支出に充てていないこと。		法第22条、第26条第2項 審査基準第1-1-(4)、第2-2-(2)イ 審査要領第2-(3) 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老人保健福祉局長通知) 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」(平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知)
	4 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。		法第4条、第5条
(2) 事務手続	事業の開始、変更及び廃止等に係る必要の手続が遅滞なく行われていること。		法第62条～第64条、第67条～第69条

項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
3 公益事業			
(1) 必要性	1 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。		審査基準第1-2-(1)、(2)、(5) 審査要領第1-2
	2 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。		法第26条第1項 審査基準第1-2-(3)
	3 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。		審査基準第1-2-(4)
	4 会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。		法第26条第2項 定款準則第16条
(2) 収益の処分	収益が生じた場合は、公益事業又は社会福祉事業の経営に充てられていること。		審査基準第1-2-(6) 定款準則第21条備考一(収益が出た場合の処分)の条
4 収益事業			
(1) 必要性	社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令第4条各号に掲げるものに限る。(3)において同じ。)の経営の財源に充てるために行われているものであること。		法第26条第1項 審査基準第1-3-(1)、(3)
(2) 事業内容	1 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。		審査基準第1-3-(4) 審査要領第1-3-(1)、(3)、(4)
	2 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。		審査基準第1-3-(5)
	3 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。		審査基準第1-3-(2) 審査要領第1-3-(2)
	4 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。		法第26条第1項 審査基準第1-3-(4)
	5 収益事業は、特別会計とされていること。なお、収益事業に係る借入金は、収益事業用財産の2分の1を超えていないこと。		法第26条第2項 審査基準第1-3-(6) 定款準則第16条 審査要領第1-3-(5)
(3) 収益の処分	収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていること。		法第26条第1項 審査基準第1-3-(3) 定款準則第21条備考二(収益の処分)の条
III 管理			
1 人事管理			
(1) 任免関係	施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。		審査基準第3-6-(4) 定款準則第12条第2項
(2) 職務関係	1 就業規則、給与規定が設けられていること。		労働基準法等関係法令、通知
	2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。		
	3 退職手当共済制度への職員の加入が適正に行われていること。	社会福祉施設等職員と申出施設職員が適正に届けられているか、短期雇用者や加入対象外職員等が含まれていないかが確認されること。	退職手当共済法第2条第1項～第3項、第21条 退職手当共済法施行規則第2条、第12条～第19条



項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
	4 退職手当共済掛金が社会福祉施設等職員と申出施設等職員の別に従い、社会福祉・医療事業団に対して適正に支払われていること。		退職手当共済法第2条第5項、第6項、第15条 退職手当共済法施行令第6条
	5 被共済職員退職届について本俸月額、被共済職員期間が適正に届け出られていること。	俸給表に定める俸給と俸給の調整額について適正に届け出られているか、被共済職員期間が実際に雇用された期間と一致しているかが確認されること。	退職手当共済法施行規則第16条
	6 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。		法第90条第1項
2 資産管理	1 基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。		審査基準第2-2 定款準則第13条、同条備考
	2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管されていること。		審査基準第2-3 定款準則第15条第2項
	3 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。	基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。	審査基準第2-2-(1) イ
	4 基本財産を、(所轄庁)の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないこと。	所定の手続を経ずに、処分、貸与し又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。	審査基準第2-2-(1) ア、第5-(1) 定款準則第14条 審査要領第2-(5)
	5 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。		審査基準第2-2-(2) イ
	6 不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。		審査基準第2-1-(1)
	7 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。		審査基準第2-1-(1)
3 会計管理			
(1) 予算	1 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。		定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第17条定款準
	2 予算が適正に執行されていること。なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。		同第12条備考一(評議員会の権限)の条、第21条
(2) 会計処理	1 経理規程を制定していること。		定款準則第20条 会計基準(局長通知) 3-(1)、4-(1)会計基準(課長通知)1-(1) 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連名通知) 会計基準(局長通知) 会計基準(課長通知) 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介

項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
			護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」(平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知)
	2 会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること。		会計基準(課長通知) 1-(1)
	3 現金保管については、保管責任が明確にされていること。		会計基準(課長通知) 1-(1)
(3) 債権債務の状況	1 借入金は、理事会の議決(及び評議員会の同意)を経て行われていること。また、借入金が、事業運営上の必要によりなされたものであること。		定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第17条、第21条
	2 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。		審査要領第2-(1)、(2)
(4) 決算及び財務諸表	1 決算手続は定款の定めに従い適正に行われていること。		定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第18条 会計基準(課長通知) 1-(3)
	2 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。		法第44条第2項、第4項 審査基準第3-5-(2) 定款準則第18条 会計基準(課長通知) 1-(3)
(5) その他	1 寄附金を募集する際には、関係法令の定めに従い行われていること。また、寄附金が募集の際の用途に即して使用されていること。		法第73条、第120条施行規則第14条
	2 社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。		指導監督徹底通知 5-(4)-エ
	3 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されるとともに適正に管理がなされていること。		会計基準(課長通知) 1-(6) 指導監督徹底通知 5-(4)-エ
4 その他	1 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。		法第44条第4項、第75条～第77条、第79条 審査基準第3-5-(2) 定款準則第18条第2項
	2 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。		法第78条第1項
	3 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。		法第82条 各社会福祉施設最低基準省令
	4 社会福祉施設設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が講じられているとともに、その実施体制が確立されていること。		「社会福祉施設における防災安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社会局長等連名通知)
	5 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。		組合等登記令(昭和39年政令第29号) 審査基準第2-1-(1)